

令和2年度「水防月間」水防強化運動について

道路河川管理課

1 要 旨

水害から国民の生命と財産を守るためには、水防の重要性と水防に関する基本的な考え方の普及を図り、水防に対する国民の理解を深め、広く協力を求めることが重要であるため、国、都道府県及び水防管理団体（市町）は、毎年出水期を控えた5月を「水防月間」と定め、水害の未然防止又は軽減のための運動を実施している。

この趣旨に沿って、期間中に市町や関係機関と連携して、水防に関する広報・啓発活動などの水防強化運動を推進する。

2 期 間

令和2年5月1日（金）～ 令和2年5月31日（日）

3 運動のテーマ

「洪水から守ろうみんなの地域」

4 水防月間の活動予定

（1）河川管理施設、水防資機材の点検

建設事務所（支所）ごとの状況に応じて関係機関と連携して実施する。

- ・堤防、揚排水設備、樋門等、河川管理施設の点検
- ・水防資機材の保有状況等の点検

（2）広報活動の推進

ア 県立図書館との連携資料展示

「水による災害や土砂災害に備えよう！～水防月間と土砂災害防止月間～」

- ・期 間：令和2年5月中旬から6月下旬まで（予定）
- ・内 容：水防活動、水防工法及び土砂災害防止対策等の紹介、「みんなで減災」県民総ぐるみ運動に関する広報

イ 県庁舎及び市町役場での懸垂幕の掲出、ポスターの掲示、広報紙の配布等

（3）水防工法の普及啓発

今年度においては、昨年度まで月間中に実施してきた「水防工法講習会」に代え、水防に関する啓発資料の配布などにより水防工法技術と水防意識の普及啓発を図る。